

大阪シティエアターミナルビル
交通広場利用規準

平成30年4月1日
株式会社湊町開発センター

大阪シティエアターミナルビル 交通広場利用規準

目 次

第1章	総 則	(第1条～第12条)
第2章	広場等の利用	(第13条～第18条)
第3章	広場等の通行	(第19条～第28条)
附	則	(第29条～第31条)

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規準は、株式会社湊町開発センター(以下「当社」という。)が所有する大阪シティエアターミナルビル附属交通広場(以下「当広場」という。)に乗り入れる利用者が準拠すべき利用方法について定め、安全かつ円滑な通行を確保することを目的とするものである。

(用語の定義)

第2条 本規準の主な用語の意味は次のとおりとする。

- (1) 場内 当広場内の植栽施設、歩道、車路並びに乗降場所を総称する
- (2) 誘導車路 西側公道から当広場車路及び場内乗降場所までの入場車路、並びに当広場車路から西側公道までの出場車路をいう
- (3) 場内車路 西側公道から乗降場所までの場内転回車路をいう
- (4) 乗降場所 当広場内において、利用者乗降のために車両が停車する場所で、白線で区画された部分をいう
- (5) 運行管理員 当広場内を利用する全ての車両の運行管理を行う者をいう
- (6) 利用者 当広場を利用する運送事業者及びその関係者をいう

(通行方法)

第3条 当広場の通行方法は本規準によるほか、運行管理員の指示に従うものとする。

(警音器の使用禁止)

第4条 当広場においては、危険防止その他やむを得ない場合のほかは、警音器を使用してはならない。

(設備異常時の通報)

第5条 当広場の設備等の異常を発見したときは、速やかに運行管理員に連絡し、必要のあるときはその指示を受けるものとする。

(事故発生時の措置)

第6条 当広場で事故等が発生したときは、関係者は次の各号に従い必要な措置をとらなければならない。

- (1) 負傷者のあるときはその救護と事後の危険防止に努めること
- (2) 運行管理員に速やかに連絡し、その指示を受けること
- (3) 乗降客に事故が発生したことを案内し、安全に避難させること
- (4) 現場の復旧に努め、他の利用者の通行を確保すること
- (5) 事故の原因及びその処理についての調査を容易にするため、可能な限り現場保存に努めること

(車両故障等の場合の措置)

第7条 当広場で故障等により、車両が運行不能となったとき、関係者は直ちに次の各号の措置をとらなければならない。

- (1) 他の利用者の通行の妨げとならないよう措置をとること
- (2) 運行管理員に連絡し、指示を受けること
- (3) 応急修理に努め、修理に時間を要するか応急修理が不可能と判断した場合は、速やかに整備員の派遣要請を行うこと
- (4) 誘導車路で車両の故障等が発生した場合は、牽引等により安全に誘導車路から退去し、他の利用者の通行を確保すること

(車内の塵芥の処理)

第8条 利用車両内の塵芥は、当広場内へ捨てないこと。

(通行異常時の連絡)

第9条 利用者は、事故、故障、道路事情その他の理由により利用及び運行を休止する場合、または当広場への到着が大幅に遅延すると予測される場合は、速やかにその旨を運行管理員に連絡しなければならない。ただし、事前に連絡することができなかった場合は、事後遅滞なく連絡するものとする。

(発車時刻並びに増発便の取扱い)

第10条 利用者は、発車時刻の変更並びに増発便の運行をしようとするときは、事前に運行管理員に連絡することとする。

(エンジン停止)

第11条 発車時刻待ちのため、停留所での待機を認められた車両は、その待機時間が 5 分を超える場合はエンジンを停止すること。

2 当広場内では、空気汚染、騒音防止等に努めなければならない。

(運行管理員の指示)

第12条 危険防止その他運営管理上特に必要があると認められる場合で、運行管理員から指示があったときは、この規準の定めにかかわらず、その指示に従うものとする。

第2章 広場等の利用

(利用時間)

第13条 当広場は、6時00分から24時00分まで利用できるものとする。ただし、必要に応じて営業時間を延長し、また短縮することがある。

(利用者の遵守事項)

第14条 利用者は、当広場における混雑及び危険の防止のため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 車両の車路、乗降場所並びに立ち入り禁止の表示のある場所に立ち入らないこと
- (2) 指定された乗降場所以外から乗降しないこと
- (3) 当広場内で喫煙及び飲食を行わないこと
- (4) 他の利用者に危害を及ぼすおそれのある物品または他の利用者の迷惑となるおそれのある物品を持ち込まないこと
- (5) 当広場内整理のための場内放送や運行管理員の指示に従うこと

(寄附金募集等の禁止行為)

第15条 当社の承認を受けないで、次の行為を当広場で行うことは厳禁とする。

- (1) 一般利用者に対する寄附金の募集行為
- (2) 物品の販売行為
- (3) 演説、広告、宣伝その他これに類する行為

(入場の拒否等)

第16条 次の場合には、当広場の入場を禁止し、または当広場外への退場を求めることがある。

- (1) 当広場の閉鎖時間帯
- (2) 利用者が、上記第14条に規定する事項を遵守せず、且つ運行管理員の制止に従わないとき
- (3) 利用者が、上記第15条の規定に違反したとき
- (4) 利用者が当広場において、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為を行い、
且つ運行管理員の制止に従わないとき
- (5) 当広場内において、災害等のため公衆の安全を阻害するおそれが生じたとき

(損害賠償)

第17条 利用者の故意若しくは過失により、または利用者が法令若しくは本規準を守らないことにより
当社が損害を受けたときは、その利用者に対し損害の賠償を請求するものとする。

(損害賠償責任の排除)

第18条 利用者が、本規準に定める事項に違反して生じた事故に対しては、当社はその責任を負わない。

第3章 広場等の通行

(通行規制)

第19条 当広場内車路における、通行方法は次のとおり規制する。

- (1) 最高速度 毎時 10 キロメートル以下で徐行すること
- (2) 走行中は安全な車間距離を確保すること
- (3) 道路表示に従って運行すること

(前照燈の減光)

第20条 当広場内車路では、前照燈は減光すること。

(通行方法)

第21条 乗降場所への進入出は、他の乗降場所にバス・タクシー等が停車していない場合であっても、
場内車路を走行することとし、白線区画内を走行しないこと。

2 当広場内車路の入出場は一方通行であり、逆行してはならない。ただし、非常時においては、運行管理員の指示により公道からの入場車路を避難退出用に使用することがある。

(停止位置)

第22条 出場車路では、停止線で一時停止して歩行者等の通行の安全を最優先とすること。

(優先順位)

第23条 公道から入場して来るバス・タクシー等と競合したときは、停止線において一旦停止し、公道からの入場車両を優先させること。

(誤進入車両とのトラブル禁止)

第24条 誤って進入した一般車両は、運行管理員が排除するので、事故及びトラブル等を発生させないこと。

(乗降場所への進入出)

第25条 バス・タクシー等が乗降場所へ進入出するときは、次の各号に留意しなければならない。

(1) 方向指示器により合図すること

(2) 前後部のオーバーハング部もしくはバックミラー等により、施設を損傷させないこと

(3) 降車専用に指定した乗降場所は、特別の事情がある場合のほか、乗客の降車後速やかに離脱すること

(乗降場所への停車方法)

第26条 バス・タクシー等を乗降場所へ停車させる場合は、白線で区画された範囲内に、車両の前面を白線の先端に揃えて停車すること。

(優先順位)

第27条 当広場内を走行するバス・タクシー等と、乗降場所から発車する車両等が競合する場合は、前者が優先する。

(乗降客取扱の制限)

第28条 所定の乗降場所以外の場所で、乗降客の取扱をしてはならない。ただし、運行管理員が特別の指示をした場合はこの限りではない。

附 則

(その他車両)

第29条 利用者の指導用車両等の運行方法は、この規準を準用する、この場合は事前に運行管理員に連絡するとともに、車両に業務を明確にできる表示をすること。

(協議)

第30条 この規準に定めのない事項は、その都度当社と利用者との協議により、決定する。

(施行日)

第31条 この規準は、平成30年4月1日から施行する。

以 上